

会議録

会議の名称	平成24年度第1回西東京市国民健康保険運営協議会
開催日時	平成24年11月21日（水曜日）午後7時03分から午後8時29分まで
開催場所	田無庁舎議会棟4階 第3委員会室
出席者	出席委員：清水会長、土方会長代行、平山（福）委員、中本委員、宮澤委員、平山（喜）委員、村田委員、新倉委員、指田委員、尾林委員、澤田委員、石岡委員 欠席委員：石田委員、田中委員、吉岡委員 事務局：市長 坂口、市民部長 宮寺、保険年金課長 石橋、国保給付係長 貫井国保加入係長 新井、国保徴収係長 高橋、国保給付係主査 三城
議題	1 平成25年度 国民健康保険料の見直し 2 平成23年度決算報告について 3 その他
会議資料の名称	資料1 国民健康保険運営協議会事務局名簿 資料2 西東京市国保加入者の状況 資料3 平成23年度国民健康保険特別会計決算の概要 資料4 平成23年度決算の分析表（保険料賦課区分別）
記録方法	<input type="checkbox"/> 全文記録 発言者の発言内容ごとの要点記録 <input type="checkbox"/> 会議内容の要点記録
会議内容	
<p>1. 開会</p> <p>清水会長： 皆様、こんばんは。それでは、ただいまより第1回国民健康保険運営協議会を開会したいと思います。会議次第に沿って進行させていただこうと思います。 本日の会議ですが、定足数に達していることをまず御報告いたします。つきまして、石田委員、田中委員、吉岡委員は、事前に御欠席の御連絡をちょうだいしております。</p> <p>2. 会議録署名委員の指名</p> <p>○清水会長： 続きまして、会議録の署名委員の御指名をさせていただきますが、尾林委員と土方委員にお願いしたいと思いますがいかがでしょうか。よろしく願いいたします。 それでは、本日の会議、傍聴者はいらっしゃいますか。</p> <p>○事務局： いらっしゃいません。</p>	

清水会長：

ということですので、もし後ほどお見えになりましたら随時入っていただくことに御了承していただきたいと思います。

3. 議題

(1) 諮問事項

平成25年度 国民健康保険料の見直し

清水会長：

それでは、諮問を受けることになっておりますので、市長から諮問をちょうだいしたいと思います。

○市長：

それでは、諮問をさせていただきます。

諮問第1号

平成24年11月21日

西東京市国民健康保険運営協議会

会長 清水文子殿

西東京市長 坂口光治

西東京市国民健康保険運営協議会への諮問について

標記の件について、西東京市国民健康保険運営協議会規則第2条の規定により、下記のとおり諮問いたします。

記

諮問事項

平成25年度 国民健康保険料の見直し

以上でございますが、どうぞよろしくお願いを申し上げます。

○清水会長：

ただいま、市長より諮問をちょうだいたしました。市長のごあいさつがあると思いますので、お願いいたします。

○市長：

開会に当たりまして一言ごあいさつをさせていただきます。

本日は、大変お忙しい中、運営協議会を開催したところ、委員の皆様方にお集まりをいただきましてありがとうございます。

常日ごろから、国保のみならず市政の各般にわたりましてさまざまな御理解や御協力、御支援をいただいておりますことに、まずお礼を申し上げます。

ただいま、来年度の保険料の見直しについて諮問させていただきました。来年度の収支バランスについては、まだ国から後期高齢者交付金や後期高齢者支援金などの諸計数が公表されていないため推計ができておりませんが、御承知のとおり経済、雇用情勢が回復する兆しが見えない中、高齢化や医療の高度化によりまして医療費は引き続き伸びています。

委員の皆様方におかれましては、お仕事が終わった後夜遅くまで大変御苦勞をおかけするわけでございますが、国民健康保険の持続可能な運営に向けまして御審議のほどよろしくお願い申し上げたいと思います。

さて、社会保障と税の一体改革関連法案として8月に成立いたしました社会保障制度改革推進法によりまして、高齢者の医療制度を初めとした、年金、医療、介護など、社会保障制度の今後のあり方につきましては社会保障制度改革国民会議で検討することとなりました。国民会議は、来年8月までの1年間で、今後の社会保障制度について、高齢医療や年金などの制度設計も含め、方向を示すことになっております。検討の結果につきましては国民健康保険制度にも大きな影響を及ぼす可能性もございます。また、ことしの国民健康保険法改正では、市町村国保の財政基盤強化策の恒久化などが盛り込まれました。とりわけ、保険財政共同安定化事業につきましては、平成27年度から共同事業の対象が現行の30万円以上から1円以上、これは全額ということになりますが、への医療費に拡大され、これに伴う交付金と拠出金の関係が国保財政へ与える影響が懸念されるところでございます。

御承知のとおり、解散総選挙などの動向によりましては、その結果によりましては政策の転換や修正が行われる可能性もございますので、国保財政をおあずかりする保険者といたしましては、引き続き国の動向を注視しなければならないと考えております。

このような状況ではございますが、市は国民健康保険の保険者として、将来をしっかりと見据えながら、現行法に基づき責任ある財政運営を図らなければならないと考えております。委員の皆様のご協力をいただきながら、今後も国民健康保険の運営に努めてまいりたいと考えております。

既に御承知かと思うのですが、先般も新聞紙上に全面広告が載りました。この中に今の国保の、これは健康保険組合連合会が出したものであるわけでございますが、幾つかの要点が書かれているわけでございますが、1点だけ紹介いたしますと、「超高齢化社会を迎えた日本の医療を支えていくために」という見出しがありまして、「老後の暮らしを支える年金」、これは基礎年金部分を指しておりますが、「介護、医療、このうち医療を除く2つの制度は、税金」、これは公費でございますが、5割投入されていきますと、「高齢者の医療にも今後ふえ続ける高齢化社会を支えていくために、公費5割の投入が必要です」、そのような記述がございます。

また、先般、私ども自治体共済に入っているわけでございますが、この中に大変わかりやすく、国保運協でもいただいておりますジェネリックの問題が出されておりました、この間市長会でも話題になりました。ここに出ておりますのは、医療費負担を軽減するジェネリック医薬品といたしまして、家計への負担と医療保険制度への負担です。

「医療保険制度を継続するために」というのが出ておりました、例えば脂質異常症、先発薬品では1年間使った場合、1日1錠を365日服用したと仮定、3割負担のケースですが、1万950円かかります。ジェネリック医薬品では、高いタイプで6,570円、安いタイプですと2,190円になります。半分かまたはそれ以下になる可能性がある。それから高脂血症については、先発薬品でいきますと1万5,330円かかる。高いタイプのジェネリックですと6,570円、安いタイプですと1,090円。このような記述がございました。私もお医者さんにかかりまして、薬局で処方箋をいただくわけでございます。最近は大変丁寧になりまして、この薬品についてはジェネリックがあります。先生に聞いた上で、切りかえるようにしているのですが、先生は基本的にはジェネリックに切りかえても結構ですという判断をされるケースが多いようでございます。

これがどの程度、医療費に影響するかということも大変重要でございますが、国民の医療費は37兆円で、毎年毎年1兆円ずつ増加しているということでございます。こんなことも参考にさせていただきながら、きょうは専門家であります医師会や歯科医師会の

先生方ですとか薬剤師会の先生方、または関係者の皆様方もいらっしゃいますので、ぜひ御議論をいただきまして答申をいただければと考えている次第でございます。

最後になりますが、日増しに寒さが厳しくなる季節でございます。委員の皆様方におかれましてはくれぐれも御自愛をされまして、風邪等にかからないようにしていただきたいと思っております。お忙しい中での審議と答申ということになりますが、くれぐれもよろしくお願ひ申し上げまして、開会当たりましての私のごあいさつとさせていただきます。どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

清水会長：

ありがとうございます。

それでは、諮問事項につきましては皆さんの御意見を十分ちょうだいしながら、いい答申をしたいと思っておりますので、御協力のほどよろしくお願ひしたいと思っております。

市長は所用があるということなので、御退席だそうですので。ありがとうございます。

市長：

それでは、申しわけございませんが、どうぞよろしくお願ひ申し上げます。失礼します。

(市長退席)

○清水会長：

これから議題に入りたいと思っております。ただいま諮問を受けました「平成25年度国民健康保険料の見直し」ということで、事務局から補足説明をお願いしたいと思っております。質問がありますでしょうか、全部説明が終わってから挙手をしていただいて御質問をちょうだいしたいと思っております。いつものように大体9時を目安に終わりたいと思っております。それでは、よろしくお願ひいたします。

○事務局：

今回の諮問につきまして、ようやく上半期が終わった状況でございます。昨年は12月に諮問をさせていただいておりますが、本年は、日程的な関係で、少し前倒しで御答申いただかないと間に合わないのかなというのがございまして、1月早くさせていただきました。こちらの方でつかんでいますのが、10月末の段階のいわゆる医療費に係る部分でございますが、年度の半分の段階で、本当に大まかなのですけれども試算したところ、その他繰入金今年24億円計上しておりますが、それをそのまま賄ったといたしましても、約2億円程度が不足になるのではないかと推計が出てきたところでございます。今後医療費等につきましてはさらに精査をさせていただくところでございますが、保険料に反映させないといけないのかなということで、本日諮問させていただきました。

なお、市長のあいさつにもございましたが、平成25年度の予算につきまして、現段階で積算ができない状況でございます。というのは、前期高齢者交付金や、後期高齢者納付金など、いわゆる国から示される数値がまだ出てきていない状況でございまして、全体像としてはまだお示しをするような数字ではありませんが、少なくとも医療費の部分については伸びが見込まれているということで諮問をしたという状況でございます。

本日は、諮問させていただきまして、事務局といたしましては、数字が提示できる段階にもっと細かい議論をいただければと考えてございます。

○清水会長：

ということで、審議については次回以降にということですので、今日いただいております資料についての御説明をちょうだいしたいと思います。

(2) 平成23年度決算報告について

清水会長：

それでは議題2、「平成23年度決算について」ということで、お願いいたします。

○事務局：

平成23年度の決算状況の御説明の前に、前回答申いただきました保険料改定の経緯について改めて御報告をさせていただきます。今年の会計です。

清水会長：

皆さんのお手元に届いたと思いますので。

○事務局：

4月の段階でも、お手紙で御通知を差し上げたかと思うのですが、こちらにつきましては昨年度、協議会の方で御答申いただきまして、医療分の所得割については5.25パーセント、資産割については5パーセント、均等割については1万9,800円、平等割は据え置きで、限度額を50万円に引き上げる。後期高齢者支援金分につきましては、所得割を1.22パーセント、均等割を6,500円、賦課限度額を13万円。介護納付金につきましては、所得割を1.64パーセント、均等割は1万4,300円、限度額を10万円引き上げるという答申をいただきまして、この答申に基づきまして条例改正等の上程をいたしました。

御承知のとおり、途中で議員修正案が出されまして、結果的には医療部分の所得割、5.25パーセントで提案したのですが、5.41パーセント。資産割の方が5パーセントを提示したのですが、0パーセントという形で、この部分を修正された形で条例改正されたということでございます。

なお、通知にも記載してございますけれども、これは運営協議会に案として出ていた中のものの1つでございます。保険料額には基本的にはそんなに影響がない数字となっています。したがって予算そのものは、全体としては当初の予算の数字でいき、今様子を見ているところという状況でございます。

以上が昨年度の保険料等の改定の状況でございます。

(資料説明)

○清水会長：

説明をしていただきました。御質問をちょうだいと思いますが、いかがでしょうか。

○中本委員：

初歩的な質問なのですが、共同事業交付金というのは、中身はどのようなことを指しているのでしょうか。

○事務局：

共同事業交付金ですけれども、1カ月の医療費が30万円を超えるレセプト、いわゆる診療報酬ですけれども、こちらの方を東京都の中で1回全部集約をします。集約をしたものを各保険者に分担して払ってもらいます。小さな保険者が、余り財力がないところが30万円を超えるレセプトがいっぱい来てしまうと一気に負担がふえてしまうということがございます。そうすると、それがそのまま保険料等に影響が出るということがありますので、そういった急激な変化を各保険者がそれぞれ負担し合うという制度でございます。具体的には30万円以上のレセプトを一たん東京都で集約をするのですが、その59パーセントを各市町村に交付をしていく。西東京市として30万円以上のレセプトが1,000万円分あったと仮にしますと、その59パーセント相当、590万円については交付をしましょうということです。1,000万円分のレセプトですから、西東京としては一たん1,000万円を払うのですけれども590万円は戻してもらえよということなのです。

それは交付金の方なので、今度は、ではその590万円の原資はどうするのということですが、こちらは、各保険者が拠出をする共同事業拠出金で賄うことになっています。こちらの方も、全体の総額は払うものと出すもの一緒なのですけれども、計算の方法が過去3年間の実績と被保険者の数で半分にしまして、金額の半分は被保険者割、金額の半分は過去3年の実績で、実績というのは過去3年のかかっている医療費が多いところと少ないところがありますから、少ないところは少ない割合で、多いところは多い割合で拠出していきましようということをやって、急激な変化を埋めているという制度でございます。

○中本委員：

額が歳入と歳出が大分違うのですよね。

○事務局：

西東京市の場合は、ずっと歳出よりも歳入の方が少ない。つまり歳出超過という状況でございます。ただし、共同事業につきましては国あるいは都からの補助がございまして、共同事業だけで見たときには、今年で言えば入ってくる方が17億で、出ていく方が18億ですので、実際には共同事業だけで見たときには大体この表でいくと1億程度出ているわけですが、実はこの共同事業の中に2つあります。1つは今申しました共同事業のところですが、高額安定共同事業というのがもう1つありまして、これは30万円から80万円までのところの区分と、80万円を超えるところの区分でもって2つ大きく分けておりまして、80万円を超えるところの区分のものについては東京都と国から補助が出ている関係がございまして、こちらがそれぞれ4分の1ずつ拠出金に対して補助していただいていますので、これは表上では共同事業に入っていませんけれども、都と国の拠出金、ちなみに資料3で言えば3ページの(3)番、国庫支出金のところの6段目、高額医療費共同事業負担金というのがありまして、こちらの方が9,149万1,093円入ってございます。同じく都の支出金、(4)番の一番上、同じ金額が入っていますけれども、こちらの方は高額医療費共同事業の方の4分の1ずつ都と国が負担していただいています。これは1億8,000万円ございまして、共同事業全体としては西東京市は共同事業だけだと持ち出しなのですけれども、今、都と国が補っていただいていることで少し潤っている状況。平成23年度で全部この辺の関係の事業をトータルしますと、3,100万円ほど国保財政が潤っているという状況になっています。

○清水会長：

よろしいですか。ほかにいかがでしょうか。

ちょっと伺いたいのですけれども、私どもが前回、資産割を一遍に減らすとということ、皆さんの御意見で少しずつ減らしていきましようということでしたけれども、議員修正条例で全部減らされた。そのかわり、所得割が0.16パーセントですか、上がった。その辺

の兼ね合いで、法定外でどれぐらい出しているのか、あるいは今まで予定していた法定外を超えなかったのか超えたのか。法定外の予算からいただきますよね、それがこちらから…。

○事務局：

このところは、最終的には5パーセントを資産割として計上をしていましたけれども、その相当分を所得割に乗せたということなのです。なので、保険料のいわゆる応能割の部分ですが、このところの中身が変わっただけで、応能割全体としては金額は変わっていない状況でございます。したがって、一般会計からの繰り入れについても変更がなかったという状況です。

○清水会長：

私どもが知恵を出し合って、急に上げるよりもというようなことで検討したのですけれども、議員さんがすばっと切っていただいて、よかったのか悪かったのかなという、こちらの運営協議会の一員としては、何となくどうなのかしらという思いがありましたのですけれども、いかがでしょうか。御意見あるいは御質問。村田さん、何かありますか。

○村田委員：

我々の意見が最大限尊重されなかったことは非常に残念です。確認だけなのですけれども、今回市長選がありますが、それはこの答申に何らかの影響を与えるのでしょうか。

○事務局：

私の方からは何とも言えないのですけれども、1点申し上げなければいけないのが、今回日程を早めさせていただいております。市長が先ほどあいさつしていただきましたけれども、態度を明確にしてないというのもございまして、今の状況から考えて諮問はせざるを得ないという状況でございますけれども、では答申をだれに返すのということになると、やはり諮問をいただいた方に答申したいというふうになってまいりますと、日程的には1月の中下旬ということになる。そうすると、日程的に去年の日程では厳しいということで前倒しをさせていただいているということが1点。

もう1点は、来年度の予算編成方針が市として固まっていません。通年ですと大体この程度の不足額が生じるということで、財政当局の方と、まさにその他繰入金のところですが、どうしようという調整ができるところなのですけれども、こちらの方につきましても、調整ができてない部分でございます。

したがって、今、ベースとして事務局の方で考えていますのは、少なくとも今年度いただいています24億円の一般会計繰入金をベースにして、そこからどれだけ足りなくなるかという試算をさせていただくということが最善と考えてございます。

加えて申し上げますと、市長選の状況、結果によっては、またその辺の状況が変わってくる。要は、では、全部一般会計から出しようということになるか、あるいは財源がないので24億も出せないよというふうになるのかというのは、まだ今何とも言えない状況ですけれども、そういう状況で今回は早目ということなのです。

○清水会長：

ということです。

○村田委員：

市長選の時期が、予算を含めて余りにも、毎回思うのですけれども、市長選の時期が悪過ぎるというのが個人的な感想です。

○清水会長：

はい、ありがとうございました。平山委員さんは何かありますか。

○平山（喜）委員：

別に今のところないのですけれども、市長が決まる前に予算はもう決まっていらないのですか、決まらないのですか。

○事務局：

微妙なところございまして、新しい市長になって全く一から作り直せという場合もございまして、あるいは前市長が、作った予算を踏襲していくというのもございまして、これも結果によってどうなるか、事務方もわからないという状況でございます。

○宮澤委員：

ということは、会議は12月に集中的になるのですかね。

○事務局：

審議ですね。大変恐縮なのですけれども、12月ですと、まだ数字が固まってこないのです。国の方から、特に全国でやらなければいけない数字が、前期高齢者交付金ですとか後期高齢者支援金、介護納付金の数字が出てまいりますのが1月になってからになりますので、大変恐縮なのですけれども1月になってから細かい数字の御審議をいただきたいと思っています。

○清水会長：

先ほどの説明ですと、現市長から諮問をいただいたから現市長に答申をするというのが筋なのでしょうね。それで早目にとということでしたから、それに沿って集中の審議会。

○宮澤委員：

集中するのですね。

○清水会長：

そうですね。本当にこの委員会は、寒くなってからの呼びかけの委員会なので。そのほか、いいですか。

○平山（福）委員：

関連しますけれども、市長選は2月3日でしたよね。そうすると、市長の任期は2月3日ということなのですか。

○事務局：

2月17日までが任期になります。

○平山（福）委員：

では、答申するにしても、1月、2月の頭ぐらいまでにとということですね。

○清水会長：

中本委員は、ほかにありますか。

○中本委員：

ほかにあるというよりも、国保の運営協議というのは、結局本来は市町村レベルでは難しいという話があって、広域化にして、せめて都道府県でやろうとか、そういうふうになって

いるわけですよね。これも今あいまいなまま続いて、市町村の運営協議会そのものの存在というのがどういうものなのか。今のままで行くと、あと2年後か3年後にはこれはなくなるわけですよね、広域化されれば。そういうことも考えて、ここにいらっしゃる方が国保に対してどういうふうに皆さん考えているか。事務局の説明は我々すごく受けるのですけれども、国保に対して皆さん、お医者さんもいらっしゃるし一般の方もいらっしゃるのですけれども、払う方から見て、それから診療する立場から見て、国保はどうあるべきかという知見をもう少し聞かせていただいて、委員同士でディスカッションをすることも大事ではないかなと思っているのですよ。このレベルでやる話なのかどうかというのはまた私もよくわかりませんが、いずれせよ、事務局の説明を我々は聞いてセレモニー化するみたいなのだったら全然意味ないと思うので、委員同士で、それぞれの考え方というのを持っていらっしゃると思うので、こういう場で、そういうお話を聞きたいなと。ブレインストーミングみたいなことをやってみたいなと。

僕は、去年、文教厚生委員会の最後の審議までずっと見聞してきたのですが、基本的には、こういう会議と同じように、事務局の人の説明を議員さんたちも聞いて、そんなに委員同士のディスカッションというのはないのですよね。はっきり言って、事務局の人が物すごい知識を持っているわけですから、どうあるべきかとか、過去はこうだとか。そうすると、議員の人もそんなに自分の意見というよりも、余り中身のある意見というのを吐いてないのですね。最後は、あのときは自民党の議員がこれでいこうという感じで多数決で決まってしまったのですが、ああ、こんなふうにして最後は決まるのかなと思ったのです。だから、もう少し市民にわかりやすいような、オープンにしていくような感じで、ここでの話をもう少し皆さんに知ってもらおうということが僕は大事ではないかなと思っているのですけれどもね。

○清水会長：

ありがとうございます。私もそう言われてみると、この運営協議会で皆さんそれぞれの思いをぶつけて話し合うというようなことがいいのか悪いのか、その辺わかりませんが。という今御意見をちょうだいいたしました。それでは平山委員、何かありますか。

○平山（福）委員：

特別ありません。

○清水会長：

それでは新倉委員、御質問なり御意見なり。

○新倉委員：

いずれにしても、ことしの24年度分の半分、大体わかっているのですよね。だから、それとあと上の方からおりてくる数字が出てきて、そこからではないですか。特段今の時点ではないです。

○清水会長：

わかりました。指田委員さんはいかがでしょう。

○指田委員：

私も新倉委員と同じ意見なのですが、ある程度数字がそろわないと、何をもとに話しているのかというのがわからないので。ただ、先ほど医者という立場の意見というお話がありましたけれども、その辺を話し始めてしまうととまらなくなってしまうので。例えば消毒薬を卸から僕らが買った場合、そこに消費税がつくのですね。だけど、それは消毒という措置の中に含まれていて、本当は消毒された人が一番最終利用者だと思ってしまうのですが、

そこには反映されないのですね。本当は最終使用者に払ってもらうのが消費税だというふうになっているのですけれども、医者の世界、医療の世界はそこが全然違うのです。うちなどは小さいところですから問題ないですけれども、大きいところだと急に例えばオウムのときのサリン事件のようなこととか、今回の 3. 11 のこととかあると、ある程度備蓄するようというふうなお達しが来ている、それを備蓄するにも消費税がかかるのですね。消費してないにもかかわらず、国からある程度指導が来るにもかかわらず。だから、その辺は非常に医者としては厳しい。健康保険の一部をいただいてやっているのですけれども、それが非常に厳しいところではあるのです。

○清水会長：

私どもそんな事情はわからないから、お医者さんに払うお金で高いの安いのかということしかわかりませんが、そういう話も本当にこういう会でないと聞けないですね。

○指田委員：

言うべきであったのかどうなのかと思うのですけれども、そんなふうには感じておりません。

○清水会長：

ありがとうございます。それでは石岡委員、いかがでしょうか。御質問なり御意見なり。

○石岡委員：

特に現時点ではないです。ただ、1 点だけ教えていただきたいのですけれども、歳入と歳出の関係で、歳出がもし金額が高かったときに赤字になると思うのですけれども、その赤字というのもやはり翌年度に繰り越す形になるのですか。

○事務局：

特別会計で単年度が赤字というのは許されませんので、やるとすれば一般会計からさらに繰り入れをしてもらうか、あるいは翌年度の国民健康保険の方からお金を借りてくる。要するに次の年の分を前食いしてしまう形でもって帳じりを合わせるという形になります。

○清水会長：

赤字は出せないらしいです。それでは澤田委員、何かありましたらどうぞ。

○澤田委員：

格別ございません。

○清水会長：

それでは、尾林委員はいかがでしょうか。

○尾林委員：

私は去年からこの会に顔を出させていただいているのですけれども、去年も何回かもんだ中でそういうものを出して諮問して、それを議会であっさりと、資産割なんか、5 パーセントと決めたのを、ゼロという形で決まっているわけですね。ではこの会の存在意義があるのか。その辺のところを疑問に思うわけです。だったら、なくてもいいじゃないか。議員が勝手に決めればいいのか。そういう考えになってしまうのですけれども。

○清水会長：

私どものこの会は市長の諮問機関なので市長に答申する。今度は、その答申をもらった市

長の裁量ということになるので、この会の存在意義はあります。

○尾林委員：

そうですかね。私はないと思っているのですけれども。

○清水会長：

あるのです。だから、議会に対する市長の裁量ではないかなと、私は慰めたのですけれどもね。

○尾林委員：

結果的にはそうでしょうけれどもね。

○清水会長：

今回のこの議員さんたちは、私どもが苦慮した部分をすばっとやってくださったからですけれども、せっかく出したものを下げてという部分も今までいっぱいあったのですね。そうになると、ここで皆さんが夜遅くまで一生懸命審議したのに何ということが委員の皆様からありました。そんなことのないように本当はしていただきたいというのが本音なのですけれどもね。土方さん何かありますか。

○土方会長代行：

特に、皆さんの意見と同じで、一番気になるのが、今尾林委員が言われたように、そういうことをどうしても感じてしまうという自分があるのですね。確かに会長が言われたように市長への諮問ということなのですが、その辺の理解というのがなかなか理解するのに大変難しいかなと、自分自身も納得するのに、こういう会議に出てきて納得するのに時間がかかりますね。そのように思います。

○清水会長：

今度答申を差し上げるときに市長に — 毎回ここで申し上げていましたね。でも市長にはいろいろ御事情がおありなのだろうと思います。

それでは、審議については先ほども申し上げるように、資料が全部そろってから皆さんで熱い熱意を奮っていただきたいと思います。

(3) その他

○清水会長：

それでは、3番目のその他に行きたいと思えますけれども、事務局、お願いします。

○事務局：

今お話ししました次回以降の運営協議会ですけれども、先ほどお話ししましたように、今年ちょっと変則的な体制にならざるを得ないのかなというのがございまして、今、事務局で考えているのが、1月になってきちっと数字を審議はしなければいけないのですけれども、時間的にございませんので、12月に1回開かせていただいて、そこで本当に概算の収支のバランスをもう一回確認させていただいて、どういう方向で改定をしていったらいいかという御意見をいただきまして、その御意見をいただいた上で、1月になって数字が固まった段階で、事務局で案をつくって審議いただければと思っていますので、12月20日ぐらいに開催ができればなと思っているのですけれども、いかがでしょうか。

○清水会長：

いかがでしょうか。こちらで希望ではないですけれども、どういう方向で25年度は見直

した方がいいのではないかとというような方向性ですか。

○事務局：

はい。

○清水会長：

方向性を示してほしいということですが、それについての皆さんの御意見をいただくのに、12月20日（木曜日）を予定したいということですが、いかがでしょうか。12月20日にもし開催されるのであれば、このときに方向性を決めていかないと。1月は医師会の皆さんも新年会であるとかいろいろな会があったりして、なかなか皆さんおそろいになることもままならないので、できたら20日、事務局が設定してくださった日にちに皆さんで方向性をはっきり打ち出したいなと思いますけれども、いかがでしょうか。大丈夫ですか、押し詰まってあれなのですけれども。

○事務局：

細かい数字は、先々行って数字が出るところなのですけれども、大まかな方向だけ出しておいていただいて、年が明けて数字の出方でもって微調整というふうにさせていただければと考えていますので、よろしくをお願いします。

○清水会長：

はい。20日はいかがですか。

○村田委員：

18日以前というのはどうなのですかね。

○事務局：

18日以前ですと、まず議会がまだ開催中になります。なので、通常この会議室でやっているわけですが、我々が身動きとれない状況になります。それともう1つなのですが、12月20日前後と申し上げているのが、医療費の方は12月10日に12月の請求分が参りますので、そこが直近で判断できるころかなというところで、12月20日前後というふうに申し上げているところがございます。

○清水会長：

方向性だから、医師会の皆さんも出ていただきたいなと思っていますので。いかがでしょうか。医師会の皆さんは20日なら大丈夫ですか。

○事務局：

では20日にさせてください。村田委員、恐縮ですけれども。意見等があったら事務局の方におっしゃっておいていただければと思います。

○清水会長：

はっきり意見を言ってください。では、そんなことで後日場所。場所は大体ここですね。だと思います。御連絡はいただけますよね。

○事務局：

はい。

○清水会長：

ということですので、ちょっと早いですけれども、たまには早くもいいかなと。

4. 閉会

○清水会長：

それでは、長時間ありがとうございました。

午後8時29分 閉会